



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

國道路線變更

◎内務省告示第五十五號

國道五號路線ノ一部ヲ變更シ 經過地ノ表示中「米澤市、」ノ次ニ
「山形縣南村山郡堀田村大字成澤、」ヲ加フ

昭和四年三月十四日

内務大臣 望 月 圭 介

質 疑 應 答

問 道路工事に於て工事用材料費が請負額の七割以上に達し内容に於ても材料の蒐集搬出を主要部とし恰も財産權の移轉を目的とするかの觀ある契約に於て、指定材料搬出量の金額に相當する假拂を爲し得るや。(青森縣伊藤生)

答 質問の場合に於けるが如き契約が如何なる性質のものなりやに關しては議論の存する所であるが、民法上に於ては所謂請負供給契約に屬し請負と賣買との混合契約として兩者に關する規定を類推適用さるべきものと思ふ。けれども道路工事執行令に謂ふ所の請負とは道路管理者が工事に要する材料を提供して工事を完成せしむる場合の外、専ら請負人が材料を提供して工事を完成せしむる場合をも含むのであつて、本問の如き契約の實質に於ては材料の蒐集搬出が主要部分を占むるとしても、結局に於て其の材料を使用して或る工事の完成を目的とするものたる以上、請負契約として當然道路工事執行令の支配を受け、請負代金支拂ひに付ては執行令第二十四條が適用されなければならぬ。云ふまでもなく道路工事執行令の存する所以のものは、土木工事に伴つて兎角生じ易い諸種の弊害を未然に防ぐと同時に、工事の種類大小難易等

に應じて最も適當なる方法に依り經濟的に而も正當なる工事の完成を確保せむが爲めである。故に請負代金に付ても其の支拂ひ時期は完成した工事を道路管理者に引渡すと同時なるを原則とするも、請負人の融資の便宜上特に工事の出来形に相當する金額の十分八以内の假拂を爲すことを得しめたのであるから、本間の場合に於ても先づ指定材料の搬出が如何なる工事過程にあるかを認定し、其の出来形に對し十分八以内なれば搬出材料費額を超えても假拂ひを爲し得るし、假令搬出材料費に充たなくてもこの比率を超えては假拂ひを爲すことは出来ぬ。(小坂登)

問 道路工事執行令第十一條に豫定價格とあるは道路管理者に於て設計したる價格を指稱し、但書に謂ふ設計付入札とは入札を爲さむとする者に於て設計したる設計及入札金額と解す、果して正當なりや。(長崎縣廳古川生)

答 道路工事執行令に謂ふ所の豫定價格は道路管理者の設計に依る設計額と一致する場合の多いことは想像されるけれども、必ずしも其の設計額を指稱するものではない。實際に於ても設計した時と入札時期との間には相當日時の隔たつた場合があり得るし従つて此の間に物價勞賃等の變動のあることも稀でないのみならず設計を爲す場合には豫算の不足すること慮つていくらか材料費勞賃等の單價を割合に高價に見積る傾向なしとしないから、管理者が豫算の範圍内に於て適宜落札價額を豫定することは少しも

差支へない、又實際には其の方が多いたらう。後段に付ては御意見通りである。(小坂登)

道路費特別負擔規程

◎ 神奈川縣令第十四號

道路法第三十九條及第四十條ニ依ル道路費負擔規程左ノ通定ム

昭和四年三月二十六日 神奈川縣知事 池田宏

道路法第三十九條及第四十條ニ依ル道路費負擔規程

第一條 知事ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ執行スル道路(附屬物ヲ含ム以下同シ)ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ノ費用ノ

一部ヲ負擔セシメ道路ヲ特ニ損傷スル原因ト爲ルベキ事業ヲ爲ス者ヲシテ之ガ爲ニ要スル道路ノ維持修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム

第二條 前條前段ノ規定ニ依ル負擔金ハ之ヲ受益者負擔金ト稱シ同條後段ノ規定ニ依ル負擔金ハ之ヲ事業者負擔金ト稱ス

第三條 受益者負擔金ヲ分チテ第一種負擔金及第二種負擔金トス第一種負擔金ハ市街地及市街地ト爲ルベキ地ニ於ケル道路ノ新設又ハ改築ニ關スル工事毎ニ之ヲ賦課ス

第二種負擔金ハ前項ノ地以外ノ地ニ於ケル道路ノ新設又ハ改築ニ關スル工事毎ニ之ヲ賦課ス

第四條 受益者第一種負擔金ノ總額ハ左ノ各號ニ依リ知事之ヲ定

一 道路ノ新設又ハ改築ノ場合ニ於テハ其ノ工事費ノ三分ノ一以內トス但シ道路幅員(有効幅員以下同シ)九間ヲ超ユルトキハ九間ニ要スル費用ヲ以テ其ノ工事費トス

二 道路ノ鋪裝工事ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ工事費ノ四分ノ一以內トシ道路幅員九間ヲ超ユルトキハ前號但書ノ例ニ依ル但シ鋪裝工事ニシテ步道ノミニ限ルトキ道路幅員三間未滿ナルトキハ其ノ工事費ノ二分ノ一以內トス

三 延長十間以上ノ橋梁又ハ隧道ノ新設ノ場合ニ於テハ其ノ工事費(道路取付費ヲ含ム)ノ六分ノ一以內改築ノ場合ニ於テハ其ノ工事費(道路取付費ヲ含ム)ノ八分ノ一以內トス

四 側溝ノ新設若ハ改築又ハ並木ノ植栽ノ場合ニ於テハ其ノ費用ノ二分ノ一以內トス

第六條第一號但書ノ規定ニ依リ地域ヲ縮小シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ定メタル負擔金總額ヲ同號前段ノ地域内ノ土地ノ所有者ニ賦課スルモノトシテ算定シタル同號但書ノ地域内ノ土地ノ所有者ニ賦課スベキ負擔金ノ總和ヲ以テ負擔金總額トス

第五條 受益者第二種負擔金ノ總額ハ左ノ各號ニ依リ知事之ヲ定

一 道路ノ新設又ハ改築ノ場合ニ於テハ其ノ工事費ノ三分ノ一以內トス但シ道路幅員三間ヲ超ユルトキハ三間ニ要スル費用ヲ以テ其ノ工事費トス

二 道路ノ鋪裝工事ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ工事費ノ四分ノ一以內トス但シ道路幅員三間ヲ超ユルトキハ前號但書ノ例ニ依ル

三 延長十間以上ノ橋梁又ハ隧道ノ新設又ハ改築ノ場合ニ於テハ前條第一項第三號ノ例ニ依ル

四 側溝ノ新設若ハ改築又ハ並木ノ植栽ノ場合ニ於テハ建築敷地ニ接スル部分ノ費用ノ二分ノ一以內トス

第六條 受益者第一種負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ賦課ス

一 道路ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ニ付テハ其ノ道路ノ兩側ニ於テ道路又ハ道路ト爲ルベキ土地ノ境界線ヨリ道路幅員(九間ヲ超ユルトキハ九間)ノ五倍ノ地域内ニ於ケル土地ノ所有者但シ其ノ地域内ニ道路ニ併行シ平均三間ノ幅員ヲ有スル他ノ道路アルトキハ其ノ道路ニ達スル迄ノ距離ノ二分ノ一ノ地域内土地ノ利用ヲ區分スベキ道路以外ノ地物アルトキハ其ノ地物ニ達スル迄ノ地域内ノ土地ノ所有者

二 延長十間以上ノ橋梁又ハ隧道ノ新設又ハ改築ニ關スル工事

ニ付テハ地元市町村及之ニ因リ特ニ利益ヲ受クル市町村

三 側溝ノ新設若ハ改築ニ關スル工事又ハ並木ノ植栽ニ付テハ

道路ニ接スル土地ノ所有者

第七條 前條ノ土地ニシテ工事着手ノ日ヨリ起算シ存続期間十五

年以上ノ地上權永小作權又ハ賃借權ノ目的タルトキハ前條ノ適

用ニ付テハ地上權者永小作人又ハ賃借人ヲ土地所有者ト看做ス

前項ノ存続期間ハ都市計畫區域内ノ土地ニ付テハ十年トス

第八條 受益者第二種負擔金ハ左ノ各號ノ一二該當スル者ニ之ヲ

賦課ス

一 道路ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ニ付テハ地元市町村及之

ニ因リ特ニ利益ヲ受クル市町村

二 側溝ノ新設若ハ改築ニ關スル工事又ハ並木ノ植栽ニ付テハ

道路ニ接スル建築敷地ノ所有者

第九條 受益者第一種負擔金ハ左ノ各號ニ依リ知事之ヲ定ム

一 第六條第一號ノ規定ニ依リ負擔金ニ付テハ同號ノ地域内ノ

土地ニ付別表ノ方法ニ依リ算定シタル率ニ比例シ負擔金總額

ヲ各負擔者ニ配分ス

二 第六條第二號ノ規定ニ依リ負擔金ニ付テハ受益ノ程度ヲ斟酌

シテ負擔金總額ヲ各負擔者ニ配分ス

三 第六條第三號ノ規定ニ依リ負擔金ニ付テハ道路ニ接スル土

地ノ間口ニ比例シテ負擔金總額ヲ各負擔者ニ配分ス

第十條 受益者第二種負擔金ハ知事受益ノ程度ヲ斟酌シ負擔金總

額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム但シ第八條第二號ノ規定ニ依リ負擔

金ニ付テハ道路ニ接スル建築敷地ノ間口ニ比例スルモノトス

第十一條 左ニ掲グル土地ニ關シテハ受益者負擔金ヲ免ズ

一 地租條例第四條ニ規定スル土地

二 市町村稅ヲ課セザル土地

三 無料ニテ公開スル公園、運動場、廣場其ノ他ノ土地

四 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、衛生保安其他ノ營利ヲ目

的トセザル公益事業ニ供スル設備ノ構内地但シ賃貸又ハ他ノ

目的ニ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 左ノ各號ニ該當スル土地ニ關シテハ知事受益者負擔金

ヲ減免スルコトアルベシ

一 土地ノ狀況ニ依リ負擔金ヲ減免スルヲ適當ト認メタル土地

二 道路ノ狀況ニ依リ五年以内ニ重複シテ受益者負擔金ヲ負擔

スベキ關係ニ該當スル土地

第十三條 受益者負擔金ハ工事毎ニ其ノ工事着手ノ日ノ現在ニ依

リ之ヲ賦課ス但シ耕地整理組合又ハ土地區畫整理組合ノ區域内

ノ土地ニシテ未ダ換地處分ヲ完了セザルモノニ付テハ其ノ完了

ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ賦課スルコトアルベシ

前項ノ負擔金賦課後第七條ノ權利消滅シタルトキハ次ノ納期以

降納付スベキ負擔金ハ權利消滅ノ日ノ現在ニ依リ土地所有者ニ之ヲ賦課ス

第十四條 受益者負擔金ハ工事着手ノ都度之ヲ徵收ス但シ五年以内ノ分納ヲ爲サシムルコトアルベシ

前項ノ負擔金徵收ニ付國稅滯納處分ノ例ニ依ルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ延滞金ヲ徵收ス

第十五條 受益者負擔金賦課後負擔ノ原因タル土地又ハ權利ヲ讓渡シタルトキハ負擔金納付ノ期限ニ拘ラズ一時ニ之ヲ徵收ス

第十六條 事業者負擔金ノ總額ハ道路ノ維持修繕ニ要スル費用(歩道車道ヲ區別スル道路ニ付テハ車道ニ關スル費用)ノ五分ノ一以内トス

第十七條 事業者負擔金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ賦課ス

- 一 自動車ヲ使用シ許可ヲ得テ一定ノ路線ニ依リ營業ヲ爲シ又ハ自動車ヲ使用シ常時一定ノ路線ニ依リ貨物運輸ノ業ヲ爲ス者

二 年額五千噸以上ノ石材採掘業並土石砂利採取業年額五萬石以上ヲ搬出スル森林業其ノ他之ヒ類スル事業者

第十八條 事業者負擔金ハ知事路線ノ延長使用車輛ノ數、構造、運搬貨物ノ種類積載定量等ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事事業者負擔

金ヲ減免スルコトアルベシ

一 事業ヲ廢止シタルトキ
二 天災又ハ不可抗力ヲ因リ引續キ三十日以上ニ亙リ事業ヲ休止シタルトキ

三 事業者ノ都合ニ因リ引續キ九十日以上ニ亙リ事業ヲ休止シタルトキ

四 引續キ三十日以上ニ亙リ事業ノ停止ヲ命ゼラレタルトキ
五 事業ノ狀態、使用車輛數等ヲ斟酌シ知事減免スルニ適當ト認メタルトキ

前項第一號乃至第四號ノ事業ノ廢止休止又ハ停止ノ場合ニ於テハ事業者ハ三日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第二十條 事業者負擔金ハ各路線ノ當該年度豫算ヲ基準トシ毎年四月一日現在ニ依リ之ヲ賦課ス

前項ノ賦課期日後負擔ノ原因タル事業ヲ開始シタル者アルトキハ其ノ開始ノ都度之ヲ賦課ス此ノ場合ニ於テハ其ノ賦課金額ハ第十六條ノ負擔金總額ニ之ヲ算入セズ

第二十一條 事業者負擔金ハ毎年四月及九月ノ二期ニ之ヲ分納セシム

前條第二項規定ニ依リ賦課ヲ爲シタルトキハ其ノ賦課ノ都度負擔金ヲ徵收ス

第十四條第二項ノ規定ハ事業者負擔金徵收ニ付國稅滯納處分ノ

例ニ依ル場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條

道路ノ新設若ハ改築又ハ維持修繕ノ爲夫役現品ヲ賦課セラレタル者又ハ之ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地物件勞力若ハ金錢ヲ寄附シタル者アルトキハ其ノ賦課又ハ寄附額ノ範圍内ニ於テ知事負擔金ヲ減免スルコトアルベシ知事ノ適當ト認ル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者アルトキ亦同シ

別表

一 負擔金ハ土地ノ間口(道路ニ平行スル各部分ノ長さ)ニ正比例シ奥行ニ漸減的ニ比例シテ之ヲ配分ス

二 奥行ニ對スル漸減率ハ道路ニ接シ間口一尺奥行百尺ノ矩形地ニ對スル率ヲ百トシ第一表ノ通之ヲ定ム

三 沿道矩形地ニ付テハ其ノ土地ノ奥行ニ對スル百分率ト間口トノ相乘積ヲ以テ其ノ土地ノ按分率トシ各土地ノ按分率ニ比例シテ負擔金ヲ配分ス

四 底邊ヲ道路ニ接スル三角劃地ニ付テハ奥行ニ對スル第一表ノ率ト間口トニ依ル矩形地トシテノ按分率ニ奥行ニ對スル第二表ノ率ヲ乘シタル積ヲ其ノ土地ノ按分率トシ之ニ比例シテ負擔金ヲ定ム

第二十三條

左ニ掲グル事項ハ知事之ヲ告示ス

一 受益者負擔金ヲ課スベキ工事ノ種類工事費及工事着手ノ日

二 事業者負擔金ヲ課スベキ維持修繕ノ費用

三 受益者負擔金及事業者負擔金ノ總額

第二十四條

第六條及第八條ニ定ムルモノノ外道路ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル事業ヲ爲ス者ニ對シ受益者負擔金ヲ賦課スルコトアルベシ

附 則

第二十五條

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條

昭和三年度ノ工事ニ付テハ本規程施行ノ日ヲ以テ工事着手ノ日ト看做ス

第二十七條

昭和三年度ノ道路ノ維持修繕ニ關シテハ本規程施行ノ日現在ノ事業者ヲ以テ第二十條ニ依リ賦課ヲ受クル事業者ト看做ス

第二十一條

第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セズ

表 一 第

奥行 (尺)	百分率	奥行 (尺)	百分率	奥行 (尺)	百分率	奥行 (尺)	百分率	奥行 (尺)	百分率
		50	72.50	100	100.00	150	115.00	200	122.00
1	3.10	1	73.25	1	100.41	1	115.19	1	122.10
2	6.10	2	74.00	2	100.85	2	115.38	2	122.20
3	9.00	3	74.75	3	101.27	3	115.57	3	122.30
4	11.75	4	75.50	4	101.70	4	115.76	4	122.40
5	14.35	5	76.20	5	102.08	5	115.95	5	122.50
6	16.75	6	76.90	6	102.48	6	116.12	210	122.95
7	19.05	7	77.55	7	102.88	7	116.29	15	123.38
8	21.20	8	78.20	8	103.25	8	116.46	20	123.80
9	23.20	9	78.85	9	103.62	9	116.92	30	124.60
10	25.00	60	79.50	110	104.00	160	116.80	240	125.35
1	26.70	1	80.11	1	104.36	1	116.96	50	126.05
2	28.36	2	80.77	2	104.72	2	117.13	60	126.75
3	29.99	3	81.38	3	105.08	3	117.30	70	127.40
4	31.61	4	82.00	4	105.43	4	117.47		
5	33.22	5	82.61	5	105.78	5	117.64		
6	34.92	6	83.21	6	106.13	6	117.79		
7	36.41	7	83.82	7	106.47	7	117.94		
8	37.97	8	84.42	8	106.81	8	118.09		
9	39.50	9	85.01	9	107.15	9	118.24		
20	41.00	70	85.60	120	107.50	170	118.40		
1	42.50	1	86.15	1	107.80	1	118.45		
2	43.96	2	86.70	2	108.11	2	118.70		
3	45.30	3	87.24	3	108.43	3	118.85		
4	46.61	4	87.78	4	108.75	4	119.00		
5	47.90	5	88.30	5	109.05	5	119.14		
9	49.17	6	88.82	6	109.35	6	119.25		
7	50.40	7	89.35	7	109.65	7	119.41		
8	51.61	8	89.87	8	109.93	8	119.54		
9	52.81	9	90.39	9	110.21	9	119.67		
30	54.00	80	90.90	130	110.50	180	119.80		
1	55.05	1	91.39	1	110.76	1	119.92		
2	56.10	2	91.89	2	111.02	2	120.05		
3	57.15	3	92.38	3	111.28	3	120.18		
4	58.20	4	92.86	4	111.53	4	120.31		
5	59.20	5	93.33	5	111.80	5	120.43		
6	60.30	6	93.80	6	112.05	6	120.55		
7	61.25	7	94.27	7	112.31	7	120.66		
8	61.61	8	94.73	8	112.52	8	120.77		
9	63.10	9	95.17	9	112.76	9	120.88		
40	64.00	90	95.60	140	113.00	190	121.00		
1	64.95	1	96.04	1	113.20	1	121.10		
2	65.90	2	96.50	2	113.43	2	121.21		
3	66.75	3	96.95	3	113.64	3	121.32		
4	67.60	4	97.40	4	113.85	4	121.43		
5	68.45	5	97.85	5	114.05	5	121.53		
6	69.30	6	98.30	6	114.25	6	121.62		
7	70.10	7	98.74	7	114.45	7	121.71		
8	70.90	8	99.17	8	114.64	8	121.80		
9	71.70	9	99.58	9	114.82	9	121.90		
50	72.50	100	100.00	150	115.60	200	122.00		

表 二 第

奥行が10尺の時	矩形割地の 50.00%	奥行が105尺の時	矩形割地の 65.50%
11	50.50	110	66.00
12	51.10	115	66.50
13	51.65	120	67.00
14	52.20	125	67.50
15	52.75	130	68.00
16	53.30	135	68.50
17	53.85	140	69.00
18	54.40	145	69.50
19	54.95	150	70.00
20	55.50	155	70.35
21	55.75	160	70.70
22	56.10	165	71.05
23	56.25	170	71.40
24	56.50	175	71.75
25	56.75	180	72.10
26	57.00	185	72.45
27	57.25	190	72.80
28	57.50	195	73.15
29	57.75	200	73.50
30	58.00	205	73.90
35	58.50	210	74.30
40	59.00	215	74.70
45	59.50	200	75.10
50	60.00	225	75.50
55	60.50	230	75.90
60	61.00	235	76.30
65	61.50	240	76.70
70	62.00	245	77.10
75	62.50	250	77.50
80	63.00	255	77.65
85	63.50	260	77.80
90	64.00	265	77.95
95	64.50	270	78.10
100	65.00		

法
令

判例

◎大審院 判決

昭和三年(オ)第四百六十七號

上告人 東京市淺草區北富坂町十九番地

清水 四郎

右訴訟代理人辯護士

被上告人

右代表者内務省東京土木出張所長

右訴訟代理人辯護士

眞田 秀吉

岩田 宙造

寺島 傳十郎

三谷 錦太郎

右當事者間ノ土地收用補償額不足損害金請求事件ニ付東京控訴院カ昭和二年十二月二十六日言渡シタル判決ニ對シ上告人ヨリ全部破毀ヲ求ムル申立ヲ爲シ被上告人ハ上告棄却ノ申立ヲ爲シタリ

主 文

原判決ヲ破毀シ本件ヲ東京控訴院ニ差戻ス

理 由

上告論旨第三點ハ原院ハ土地收用法第四十七條第二項ニ「損失ノ補償ハ各人別ニ之ヲ爲スヘシ但其ノ各人別ニ見積リ難キトキハ此

ノ限リニ在ラス」トアル法文ヲ前提トシテ前記第二點ノ理由ヲ附シ本件上告人ノ補償金増額ノ請求ハ抵當權者ト共同ニアラザレハ訴訟スル權利ナシトセルモ本件ノ請求ニ屬スル補償金ハ土地ノ所有權ノ代償タルヘキ價格ナルカ故ニ所有者タル上告人カ獨自訴テ起シテ之カ請求ヲ爲シ得ルハ當然ノコトニシテ他ノ容喙ヲ許サル自由アリ而シテ又抵當權者ハ自己ノ債權ヲ保護スル必要上訴訟ニ參加シテ抵當權ノ利益ヲ保護スルコトヲ得ルノミナラス所有權者カ請求ヲ拋棄スル場合ノ如キハ抵當權者ハ單獨ニ抵當權ノ利益ヲ保護スル上ニ於テ適當ノ訴訟ヲ起ス必要モアランソハ兎ニ角兩者共同スルニ非サレハ訴訟ノ資格ナシトスル原裁判ノ理由ニハ極メテ明瞭ナル法律ノ規定ニヨラサルヘカラス何トナレハ共同ニアラサレハ訴權ナシトスレハ土地所有者ハ抵當權者ニ共同ヲ強要スル法規ニ由テ法律上保護セラルヘキ筋合ナルカ原院ハ之ヲ説示スルトコロナキハ理由不備ノ裁判タルヲ免レス而シテ原院カ其ノ指示スル土地收用法第四十七條ハ損害ノ補償カ各人別ニ見積リ難キトキハ各人別ニナササルモ可ナリト云フ事務取扱上ノ規定ニシテ何等土地所有者又ハ關係人等カ訴訟スル權利ヲ阻止スル制限アルニ非ス假ニ補償額カ兩者共同ノモノトスルモソハ請求スル數額上ノ確定ノ難易問題ニシテ請求權上ノ消長ニ繫カルコト有リト雖訴訟權ノ資格ニ何等關係アルニ非ス原裁判ハ訴權ト請求權トヲ混同シ又土地收用法第四十七條ノ解釋ヲ誤リテ法則ヲ不當ニ適用シタ

ル違法アリト謂ハサルヘカラスト云ヒ」同第五點ハ被上告人ノ原
院ニ於テ爲シタル主張ノ事實ハ上告人カ收用審査會ニ於テ抵當權
者ト共同シテ當事者トナリテ裁決ヲ受ケタリト云フニ在リ然レト
モ此ノ事實ハ存在セス何トナレハ上告人ハ共同シテ裁決ヲ受ケタ
ル働キカケノ行爲ナケレハナリ而シテ審査會モ亦民事訴訟法第四
十八條ノ共同訴訟人ト視テ裁決シタルモノニモ非ス唯利害ヲ有ス
ル抵當權者ヲ關係人トシテ裁決書ニ表示セル土地收用法規ニ依リ
タル事實アルノミ然レハ之アルカ爲ニ共同シテ當事者トナリタリ
トスルハ被上告人ノ作爲ニ係ル事實ナルヲ以テ原院ハ此ノ點ニ付
被上告人ノ理由ヲ採ラサリシモノト思ハル、カ事實ハ斯ノ如シ然
レトモ原院ハ理由ヲ他ニ求メ土地收用審査會ハ土地所有者タル上
告人ノ損失補償額ト關係人タル抵當權者ノ損失補償額トカ各人別
ニ見積リ難キカ爲ニ上告人ノ補償金額ト抵當權者古谷豊三郎ノ補
償金額ト事實共同ニ決定サレアルモノト認定シテ被上告人ノ無訴
權ノ抗辯ヲ採用シテ上告人ノ請求ヲ排斥セリ要スルニ原院カ被上
告人ノ無訴權ノ抗辯ヲ採用セル裁判ノ理由ハ「同收用審査會ハ土
地所有者タル第一審原告等ノ損失補償額ト前示土地關係人等ノ損
失補償額トカ各人別ニ見積リ難シト爲シ共同ニ其ノ補償金額ヲ決
定シタルモノト認ムルヲ相當トス」トノ事實上ノ認定ニ根據セリ
然ルニ右事實ハ全然當事者ノ申立サル事柄ニシテ審理サレタルコ
ト何等ナク從テ調書上記録サレサル事實ナリ斯ク主張ナク審理ナ

キ事實ニ對シ原院カ專斷ニ其ノ事實ヲ確定シ其ノ事實ニ根據シテ
上告人ノ請求ヲ排斥スルニ至ラシメタル事件ノ裁判ハ違法ナリト
云ヒ」同第六點ハ訴權ニ關シ法律上一人格カ多數ニ依テ構成スル
場合ノ外二人以上カ共同シテ請求スルニ非サレハ訴格ヲ有セスト
スル場合ハ其ノ請求スル事物ノ權利カ合一ニ成リ立チテ性質上之
ヲ區分スルコト能ハサル不可分ノ權利ヲラサルヘカラストスルハ
我國法ナリ事件ハ全ク之ト其ノ趣ヲ異ニシテ所有權上ノ共有ニア
ラサルノミナラス一ハ所有權ニシテ他ハ抵當權ニシテ其ノ性質ヲ
異ニセリ然ルニ斯ル所有權者タル上告人ト抵當權者タル古谷某ト
共同スルニ非サレハ訴訟ノ資格ナシト判定セル原裁判ハ不法ナリ
ト云ヒ」同第七點ハ原院ハ補償額カ各人別ニ見積ラレスシテ上告
人タル土地所有者ト抵當權者タル古谷豊三郎トノ補償金額カ共同
ニ決定サレアリトスル事實ヲ確定スルカ爲ニ土地收用法第四十七
條第二項ノ法文ヲ引用セリ而シテ原院ハ共同ニ金額カ決定サレタ
ルトキハ共同ニ非サレハ訴格ナシト裁判セリ然レトモ何故ニ共同
ニ補償金額カ決定サレタル時ハ共同ニ非サレハ訴訟ヲ爲ス能ハサ
ルカ須ク其ノ理由ヲ說示シ法律アラハ其ノ法文ノ適用ヲ爲スヘキ
道理ナリト思ハル、ニ法律ノ適用及理由ヲ付セサル違法アルヲ免
レスト云フニ在リ案スルニ抵當權ノ目的タル土地カ土地收用法ニ
依リ收用セラル、モ抵當權ハ之カ爲ニ直ニ消滅スルコトナク却テ
抵當權者ハ土地所有者ノ有スル補償金請求權ヲ差押ヘ其ノ上ニ權

利ヲ行ヒ得ルコトハ土地收用法第六十五條ニ徴シ明ナルカ故ニ之ニ依ルモ土地ニ抵當權ノ存スル場合ニテモ該土地ノ所有者カ有スル補償金請求權ハ單ニ土地ニ代ルモノトシテ抵當權ノ行使ヲ受ケルニ止リ其ノ補償ヲ求メ得ル金額自體ハ初ヨリ抵當權ノ存セザル場合ト同様收用時期ニ於ケル土地ノ價格ノ全部ニシテ何等減額ヲ受クヘキモノニ非サルコトヲ知ルニ足ルヘシ然レハ本件ニ於ケル收用審査會ノ決定方原判決說示ノ如ク土地所有者タル上告人及抵當權者タル訴外人等ニ對シ單一ナル補償金額ヲ決定シタルモノトスルモ其ノ趣旨タル該金額ノ一部ハ抵當權者カ土地ノ收用ニ因リ被リタル損害ノ補償トシテ受クヘキモノニシテ土地所有者タル上告人ハ其ノ殘額ニ付テノミ權利ヲ有スルニ過キスト爲シタルモノニ非スシテ寧ロ土地所有者タル上告人ハ該金額ノ全部ニ付請求權ヲ有スルモノナルモ抵當權者ハ其ノ請求權ノ上ニ權利ヲ行ヒ得ル關係ニアリテ其ノ金額ノ多少ハ直ニ抵當權者ノ權利ニ影響スルヲ以テ兩名ニ對シテ之ヲ決定シタルモノト解スルヲ正當トス果シテ然ラハ土地所有者タル上告人カ其ノ決定金額ヲ僅少ニ過クト思惟シタルトキハ自己ノ有スル權利ノミニ基キ單獨ニテ司法裁判所ニ出訴シ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得ヘキ筋合ナルノミナラス土地所有者ヨリ訴ノ提起アリタル場合ニハ裁判所ハ收用審査會ノ決定シタル金額ヲ増加スヘキヤ否ヲ審査スルニ止マリ之ヲ減少スルモノニ非サレハ土地所有者タル上告人ノミカ出訴シタリトテ之カ爲

ニ抵當權者ニ不利益ナル結果ヲ來スノ虞ナク又抵當權者ハ假令收用審査會ノ決定金額カ過少ナル場合ト雖其ノ金額ニシテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ケルニ足ル以上司法裁判所ニ出訴スルノ必要ナキモノナレハ土地所有者ハ抵當權者ト共同スルニ非サレハ訴ヲ起スコトヲ得ストセハ土地所有者ハ往々ニシテ其ノ被レル損害ニ付完全ナル補償ヲ受クルノ途ヲ杜絶セラル、コト、ナルヘキカ故ニ是等ノ點ヨリ考フルモ土地所有者タル上告人ハ抵當權者ニ關係ナク單獨ニテ訴ヲ起シ得ルモノト斷スルヲ正當トシ原審力之ト異レル見解ノ下ニ上告人ノ本訴請求ヲ却下シタルハ違法ニシテ論旨ハ理由アリ以上説明ノ如クナルヲ以テ爾餘ノ上告論旨ニ對スル説明ヲ省キ民事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條各第一項ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス

大審院第三民事部

裁判長判事

柳川勝二

判事

江崎定二郎

判事

佐藤共之

判事

井野英一

判事

柳澤雅休

原本ニ依リ此ノ謄本ヲ作ルモノ也

昭和三年十二月十七日

大審院第三民事部

裁判所書記

奥平

秀印